

令和8年度

第4回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 4 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 2 時 30 分から午後 4 時 00 分

2 開催場所 葵消防署 7 階 講堂

3 出席委員（17 人）

1 番 赤堀 岳子	3 番 海野 光祥	4 番 大原 克仁
5 番 小村 寿文	6 番 佐藤 操	7 番 柴 貞夫
9 番 杉山 和夫	10 番 鈴木 茂樹	11 番 仁藤 眞理子
12 番 平岡 知明	13 番 深井 暁美	14 番 松永 信彦
15 番 望月 均	16 番 望月 和加代	17 番 森 奈穂子
18 番 山本 卓雄	19 番 吉澤 敬子	

4 欠席委員（2 人）

2 番 漆畑 裕樹	8 番 柴 善久
-----------	----------

5 出席した事務局職員

事務局次長 杉原 義人、次長補佐兼農地係長 長谷川 雅彦

主幹兼農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、農政係長 伊東 史弘、副主幹 佐野 絢也

主査 小川 久美子、主査 丸山 美咲、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 藁科 真行

主事 瀧口 かなこ、主事 小島 壘

6 その他出席関係者

農業政策課 主幹兼副主幹 水嶋 成彦

7 議事内容

（審議案件）

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 22 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 24 号 非農地証明申請について

議案第 25 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

(報告案件)

報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 19 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の取消について

報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 22 号 相続税納税猶予に関する適格者証明願について

報告第 23 号 静岡市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

7 会議の概要

議 長 ただいまから、令和 8 年度第 4 回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、2 番 漆畑 裕樹委員、8 番 柴 善久委員から欠席の旨、通告がありましたので報告いたします。出席委員は過半数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

1 番 赤堀 岳子委員、3 番 海野 光祥委員をお願いいたします。次に委員の皆様をお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。

また、発言の際には議席番号と氏名を宣告のうえ、ご発言ください。なお、会議録を作成しますので、発言の際は必ずマイクを持ってから、発言を始めてください。それでは、最初に議案第 21 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 1 ページをお願いいたします。**【議案第 21 号朗読】**申請件数は 7 件、詳細は 2 ページから 3 ページに記載のとおりです。内訳としましては、所有権移転が 6 件、賃借権設定が 1 件です。

議 長 それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 申請番号 31 番、葵区の案件です。現況は畑で、賃貸借権の設定の申請です。経

営規模を縮小したいと考えていた譲渡人と、経営規模を拡大したいと考えている譲受人とで話がまとまり申請に及びました。所有権移転後はぶどうや梨、キウイのような果樹を育てるとのことです。申請番号 32 番、葵区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。耕作不便のため処分をしたいと考えていた譲渡人と、新規で家庭菜園をしたいと考えている譲受人とで話がまとまり申請に及びました。所有権移転後はトマトやサツマイモのような野菜を育てるとのことです。

13 番 ただいま、職員から説明がありました 2 件につきましては、1 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。

事 務 局 申請番号 33 番、清水区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが譲渡人は労力不足により悩んでいたところ、譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は新規ではありますが、家庭菜園を行っており、譲渡人とは知り合いであり、助言等いただけるとのことでした。移転後はみかんを育てていきます。申請番号 34 番、清水区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが譲渡人は労力不足により悩んでいたところ、経営規模拡大したいと考えていた譲受人と話がまとまり申請に至りました。譲受人は現在 72 歳の弟さんと一緒に農業を営んでおり、移転後は野菜を育てていきます。申請番号 35 番、葵区の案件です。現況は畑と田で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが譲渡人は経営規模縮小したいと考えていたところ、経営規模拡大したいと考えていた譲受人と話がまとまり申請に至りました。移転後は野菜と水稻を栽培していきます。

14 番 ただいま、職員から説明がありました 3 件につきましては、2 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。

事 務 局 申請番号 36 番、清水区の案件です。現況は畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は相続した宅地と農地を管理できないため売却したく、譲受人は宅地を購入し、その裏手にある農地で野菜を耕作したいため、申請に及びました。申請番号 37 番、葵区の案件です。現況は畑で、贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は駿河区に転居してから耕作しづらくなり、譲受人である母親へ贈与して耕作してもらうことで、話がまとまり申請に及びました。ブルーベリー、ラズベリーを耕作していきます。

11 番 以上、職員から説明がありました 2 件につきましては、3 班として許可相当と

判断させていただきました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 申請番号 37 番についてです。息子からお母さんに譲るということですが、またその後相続が発生すると思うので、そのままでもいいと思ったのですが。本人達のご意向はいかがですか。

事 務 局 申請番号 37 番ですが、行政書士を通して申請しています。行政書士には委員と同様のことを質問させていただきました。息子として税金であるとかそういったものを払っていく意思がないのでこの手続きとなっております。その先のことは考えていないとのことです。

議 長 発言もないようですので、議案第 21 号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第 21 号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第 22 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 4 ページをお願いいたします。**【議案第 22 号朗読】**申請件数は 1 件、詳細は 5 ページに記載のとおりです。

議 長 それでは、地区審査を行った 3 班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 申請番号 4 番、葵区の案件です。現況は畑で、申請人は住宅敷地の拡張をしたく申請に及びました。農地区分は第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則転用不許可ですが、不許可の例外のうち、既存施設の拡張にあたり転用可能です。被害防除は問題なく、排水処理は自然浸透、転用面積も適当と思われます。

11 番 以上、職員から説明がありました 1 件につきましては、3 班として許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第 22 号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第 22 号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第

23 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 6 ページをお願いいたします。**【議案第 23 号朗読】** 申請件数は 7 件、詳細は 7 ページから 8 ページに記載のとおりです。内訳としましては、所有権移転が 2 件、賃借権設定が 3 件、使用貸借による権利の設定が 2 件です。

議 長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、申請番号 14 番を審議します。「農業委員会等に関する法律」に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

(委員退席)

議 長 それでは、地区審査を行いました 3 班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 申請番号 14 番、葵区の案件です。現況は畑で、賃借権の設定の申請です。申請人は、ぶどう園を営んでいる農家です。申請事由ですが、申請人がぶどう園駐車場を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に及びました。申請地は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可ですが、不許可の例外、一時転用にあたり、転用期間は 2 か月間です。転用後は、農地へ復元する旨の作付け確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、代替性の検討もされ、排水等については特に問題ないと思われます。

11 番 以上、職員から説明がありました 1 件につきましては、3 班として許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第 23 号のうち申請番号 14 番について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第 23 号のうち申請番号 14 番は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

議 長 それでは、議案第 23 号のうち申請番号 14 番以外について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 申請番号 10 番、葵区の案件です。現況は畑です。申請地は、以前土砂災害の対策のために静岡県にて擁壁を設置した際に地目が農地のまま残った残地です。今回申請地の南側にある宅地を売買する際に、擁壁とよの間の緩衝地とし住宅敷地の

拡張として転用したいと考えて申請に及びました。申請地周辺に農地はなく北・東・西側は擁壁、南側は譲受人の宅地となっております。被害防除は問題なく、排水についても自然浸透であり問題ないと判断しております。申請番号 11 番、葵区の案件です。現況は畑です。申請番号 10 番に関連している案件で、売買による所有権移転です。譲受人は近隣で中古住宅を購入する予定であり、駐車場やバイク置場として転用したいと考えて申請に及びました。被害防除としてはコンクリート壁等で対策をして雨水は自然浸透のため被害防除・雨水排水についても問題ないと判断しております。申請番号 12 番、駿河区の案件です。現況は畑で賃借権の設定の申請です。現在申請地の道路を挟んで向かいでは介護老人保健施設に関連した工事が行われており、施工にあたって工事作業員と協力会社のための駐車スペースを確保するための一時転用の申請です。一時転用の期間としましては令和 9 年の 3 月 31 日までです。申請地は造成の予定はなくトラロープを使用して敷地外に車をとめることがないようにします。雨水は自然浸透とし、一時転用の終了後は耕起をして農地に復元し、ジャガイモやサツマイモを植える予定であるという旨の作付け確約書が提出されています。

13 番 ただいま、職員から説明がありました 3 件につきましては、1 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事 務 局 申請番号 13 番、清水区の案件です。現況は畑で賃借権設定の申請です。申請事由ですが、申請人は土木工事を営んでいる法人となります。現状自社に資材置場がなく工事現場にて建材をストックし、工事をしているとのことでした。また従業員も増えてきており駐車場も不足している状況であるため、碎石置場、資材置場、従業員の駐車場を一箇所にまとめて利用できる土地を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に至りました。農地区分は第 2 種農地で、代替性も検討されており、転用面積も適当と思われます。申請地には碎石を敷き転圧します。被害防除として北側に既存ブロック壁があります。東側農地につきましては申請地より一段農地が高くなっているため、被害防除策は特に設置しないとのことであり、隣地農地所有者とも合意を得ているとのことでした。雨水は自然浸透で、排水についても特に問題ないと思われます。

14 番 ただいま、職員から説明がありました 1 件につきましては、2 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事 務 局 申請番号 15 番、清水区の案件です。現況は畑で、使用貸借権の設定の申請です。

申請人は清水区の会社で、父親の農地を借りて、農産物加工場兼飲食店舗を行うことで話がまとまり申請に及びました。地元庵原地区及び市内の農産物の果物、みかん、なし、プラム、野菜、お茶をジャム、ジュース、ドレッシング、ピクルスなどに加工して販売し、イートインもできる店舗として計画しています。農地区分は第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除については特に問題なく、排水は合併浄化槽にて処理後、西側道路側溝へ流します。転用面積も適当と思われます。また、開発の許可も周辺の地域に居住している者の日常生活のための必要な物品の販売を営む店舗として同時に申請が進んでいます。申請番号16番、清水区の案件です。現況は畑で、使用貸借権の設定の申請です。申請人は親子で柑橘を育成しており、父親の農地に柑橘貯蔵庫を建てたく申請に及びました。申請地は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可ですが、不許可の例外として、農業用施設の場合、転用が可能です。また、農振法においては、農地から農業用施設への用途区分の申出が行われています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われます。

11 番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、3班として許可相当と判断させていただきました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第23号のうち申請番号14番以外について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 議案第23号のうち申請番号14番以外について、原案のとおり決定いたしました。したがって、議案第23号は全て原案のとおり決定いたしました。次に、議案第24号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 議案書の9ページをお願いいたします。**【議案第24号朗読】**申請件数は3件、詳細は10ページに記載のとおりです。

議 長 それでは、地区審査を行った各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 申請番号8番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林原野です。こちらの案件ですが亡き父が50年以上前にみかんを耕作していましたが、高齢のため耕作できない状況となったことで森林・原野化し現在に至ります。証明

基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和8年7月9日に、地区担当農業委員に航空写真等を確認していただきました。

13 番 ただいま、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては承認することと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事 務 局 申請番号9番、清水区の案件です。現況は宅地です。こちらの案件ですが、昭和61年頃当時営んでいた建設業のための重機や資材の保管用倉庫を建築し、現在に至ります。証明基準「2」の「建築物等が設置されている土地」に該当します。令和8年7月3日に地区担当農業委員に現地写真と航空写真を確認していただきました。申請番号10番、清水区の案件です。現況は山林です。こちらの案件ですが、平成10年頃から不耕作により、耕作されない状況が続き森林・原野化し現在に至ります。証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和8年7月9日に地区担当農業委員に航空写真を確認していただきました。

14 番 ただいま、職員から説明がありました2件につきましては、2班としては承認することと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第24号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第24号は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第25号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 議案書の11ページをお願いいたします。**【議案第25号朗読】**申出は3件、詳細は12ページに記載のとおりです。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 こちらは、生産緑地の買取りの申出を行う際に添付が求められている証明書で、死亡または故障した方が、当該生産緑地における農業の主たる従事者に該当することを証明するものです。整理番号13番です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農業に従事していました。7月2日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番

号 14 番です。こちらの生産緑地は平成 18 年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約 320 日農業に従事していました。6 月 30 日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号 15 番です。こちらの生産緑地は平成 17 年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約 180 日農業に従事していました。7 月 2 日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議 長 ただいまの議案第 25 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第 25 号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第 25 号は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第 26 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 13 ページをお願いいたします。**【議案第 26 号朗読】**詳細は 14 ページから 16 ページに記載のとおりです。所有権移転が 1 件、農地中間管理事業が 10 件です。内容について担当職員から説明いたします。

事 務 局 それでは議案第 26 号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」説明いたします。本議案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 号第 3 項により、農業委員会にご意見をお伺いするものです。伺ったご意見は、農用地利用集積等促進計画案に添付し、静岡県農業振興公社へ提出ののち、県の認可により効力が発生します。事前に事務局で精査しておりますが、計画が適正であるかどうか、担い手としてふさわしいかどうかの判断を農業委員の皆様に、自身がお分かりになる範囲で、ご意見がありましたらお願いします。具体的には、借り受けた農用地を効率的に利用するかどうか、農作業に常時従事すると認められるかどうか、過去に違反転用をしていないかどうか、などがあげられます。今回の農地中間管理事業に係る促進計画（案）については、14 ページから 16 ページに記載のとおりで、所有権移転が 1 件と農地中間管理事業としての貸借契約が 10 件です。では内容について説明いたします。整理番号 1、清水区の農地の所有権移転については、認定農業者である買い手が売り手から農業振興公社を介して農地を購入するものです。買い手は市内で 3,494 m²の経営面積があり、現在イチゴを栽培しております。本農地についても従来より売り手から貸借して耕作してきた農地であり、この度購入することについて買い手と話がまとまったものであります。整理番号 2 から 5 の葵区の農地については、借受人が現に荒廃している農地を借り

受け、土地を整備した後にお茶の苗を新植することで、茶畑として再生し、規模拡大していくことを目的に、新たに借り受けるものです。借り手は同地区内で10,000 m²の経営面積があり、現在お茶を栽培していることから、本農地においても適切に耕作を行うことができると判断いたしました。整理番号6、7の葵区の農地については借受人が、現に耕作されていない複数の農地を集約し、その集約した土地を整備し、整備後は露地野菜を栽培することを目的に新たに借り受けるものです。借受人の経営面積の欄をご覧くださいますと、0 m²となっております。借受人は、新規就農者という扱いですが、事前の聞き取りにおいては農業経験としてこれまで親族が所有する農地で露地野菜を栽培し、無人販売等で販売するなどしておりました。また、借受人はこれまで長年、農業高校で教員として勤務しており、今回定年退職に伴い本格的に農業に従事することとなります。そのため、農業に関する知識・理解も深く、農作業に従事可能と見込んでおり、自立して農業経営を行うことも十分可能であると考えております。整理番号8から整理番号10の葵区の農地は借受人が、グループ会社であり、今回、グループとして農業参入することとなり、今後の収益の柱としていくため、新たに借り受けるものです。こちらについても、借受人は現に耕作されていない複数の農地をまとめて借り受けて集約した上で整備し、整備後は葉わさびや露地野菜を栽培する予定です。なお、借受人の経営面積の欄をご覧くださいますと、0 m²となっております。借受人は新規就農者という扱いですが、事前の聞き取りにおいては、農作業の専従の担当者が過去1年間程度、清水区三保で葉わさびの生産者から技術的な指導を受けており、今後は、卸売先の企業からも技術的指導を受けながら栽培していく予定であるため、農作業に従事可能と見込んでおり、自立して農業経営を行うことも十分可能であると考えております。整理番号11の駿河区の農地は土地改良区における貸借です。土地改良区における貸借は土地改良区が貸借にかかる利用調整を行い、令和8年4月総会にて一括してご審議いただいておりますが、本件については、利用調整に時間を要し、この度調整が完了したことから貸借を行う運びとなったものです。なお借受人は愛知県の会社であり、愛知県の農地で耕作を行い、自社で経営する食堂などに卸しているほか、市内では土地改良区の別の農地においても、現在適正に耕作がなされています。これらの実績により、貸借を行うことが適当だと判断いたしました。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの職員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第 26 号について、表決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 賛成多数により、議案第 26 号は原案のとおり承認いたしました。

【一時休憩】

議 長 ここからは報告事項に入ります。順番を変更して、報告第 23 号を先にすることとします。事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 46 ページをお願いいたします。**【報告第 23 号朗読】**詳細につきましては、別紙 1、別紙 2 のとおりです。内容につきまして、市担当職員から説明いたします。

農業政策課 別紙 2「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」は計画の変更している案全文になっておりますが、ここでは別紙 1「静岡市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、で主な変更点を説明させていただきます。

【別紙 1：主な変更点について説明】

議 長 ただいまの報告第 23 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

事 務 局 今回報告事項の中であげさせていただいたところですが、来月 8 月総会において、この変更案に対する農業委員会の意見を回答する議案を諮ることから、各委員から何か意見がある場合については、別紙の意見用紙に記載のうえ、7 月 31 日(金)までに事務局あて回答していただくようよろしくお願いします。回答はファックスでも構わないです。よろしくお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第 23 号を終わります。次に、報告第 17 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 17 ページをお願いいたします。**【報告第 17 号朗読】**通知は 10 件ございました。詳細は 18 ページから 19 ページに記載のとおりです。添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事 務 局 それでは、合意解約について説明いたします。整理番号 43 番と 44 番は同一の案件です。こちらは本農地を売買するとのことで、合意解約いたしました。整理

番号 45 番と 46 番は同一の案件です。こちらは賃借人が耕作している他の農地に力を入れたいとの理由で、合意解約いたしました。整理番号 47 番と 48 番は同一の案件です。こちらは賃借人の死亡により合意解約いたしました。整理番号 49 番と 50 番は同一の案件です。こちらは賃借人が高齢により耕作が困難になってきたとの理由で、合意解約しました。整理番号 51 番と 52 番は同一の案件です。こちらは賃借人の規模縮小の意向により合意解約しました。

議 長 ただいまの報告第 17 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第 17 号を終わります。次に、報告第 18 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 20 ページをお願いいたします。**【報告第 18 号朗読】**受理件数は 19 件ございました。詳細につきましては、21 ページから 27 ページに記載のとおりです。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 18 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第 18 号を終わります。次に、報告第 19 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 28 ページをお願いいたします。**【報告第 19 号朗読】**受理件数は 43 件ございました。内訳としましては、所有権移転が 34 件、賃借権設定が 9 件です。詳細につきましては、29 ページから 39 ページに記載のとおりです。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 19 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 37 ページの整理番号 103 番から 39 ページの整理番号 110 番までです。同じ企業が露天駐車場用敷地ということで、広く田畑が無くなってしまう感じですが、どういことですか。

事務局 広く農地が無くなってしまわないかとご心配をしているということですが、既に駐車場になっています。地目を変えるために、届出を出していなかったものを出すようにしました。

議 長 発言もないようですので、報告第 19 号を終わります。次に、報告第 20 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 40 ページをお願いいたします。**【報告第 20 号朗読】**受理件数は 1 件ございました。詳細につきましては、41 ページに記載のとおりです。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 20 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第 20 号を終わります。次に、報告第 21 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 42 ページをお願いいたします。**【報告第 21 号朗読】**届出は 15 件ございました。詳細につきましては、43 ページに記載のとおりです。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 21 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第 21 号を終わります。次に、報告第 22 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 議案書の 44 ページをお願いいたします。**【報告第 22 号朗読】**申出は 2 件ございました。詳細につきましては、45 ページに記載のとおりです。書類は完備しておりましたので、証明書を交付いたしました。なお、内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 こちらは、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく、相続税の納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号 3 は、令和 8 年 5 月 7 日に最適化推進委員と、現地確認を行いました。整理番号 4 は、令和 8 年 6 月 16 日に最適化推進委員と、現地確認を行いました。当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。

議 長 ただいまの報告第 22 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、報告第 22 号を終わります。以上をもちまして、第 4 回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。